

# 進路かわら版

令和6年1月9日  
 東京都立北特別支援学校  
 住所 東京都北区十条台1-1-1  
 電話 03 (3906) 2321  
 進路指導部

日頃より本校の教育活動に御理解いただきまして、感謝申し上げます。  
 前号の進路かわら版では、卒業後の活躍の場で『マルシェ・販売会』についてを紹介しました。今回は、特別支援学校を卒業した後の生活について、スポットを当ててみたいと思います。

## ☆ 卒業後の生活について

地域生活のマルシェ・販売会では、福祉サービスを利用してる方の製品がありました。  
 どのような生活の中で、その製品を生産・創作が行われているのかを紹介します。  
 また、卒業後の一日の生活がどのようになっているのかについても考えてみたいと思います。

### □ 日中活動の福祉サービス

『生活介護事業所(送迎あり)』と『就労継続支援B型事業所(原則自主通所)』の2つになります。

### □ 『生活介護事業所』利用の一日

卒業後の生活 日中活動【生活介護事業】+ 福祉サービス利用 例

居宅	移動	日中活動						移動	居宅		
身体介護 移動支援	通所 バス	福祉サービス (生活介護)						通所 バス	身体介護 移動支援		
生活介護の時程例											
		9:30	10:00	10:30	12:00	13:00	13:30	14:30	15:30	16:00	17:30
身体介護 (着替え・ 食事介助)	移動支援 (家からバス停)	通所 バス	水分・ トイレ	ストレッチ・ 散歩	昼食・休憩	創作活動 (パスボム)	水分・ トイレ	通所 バス	移動支援 図書館	身体介護 (食事・ 入浴介助)	

### □ 以下のことについては個別相談

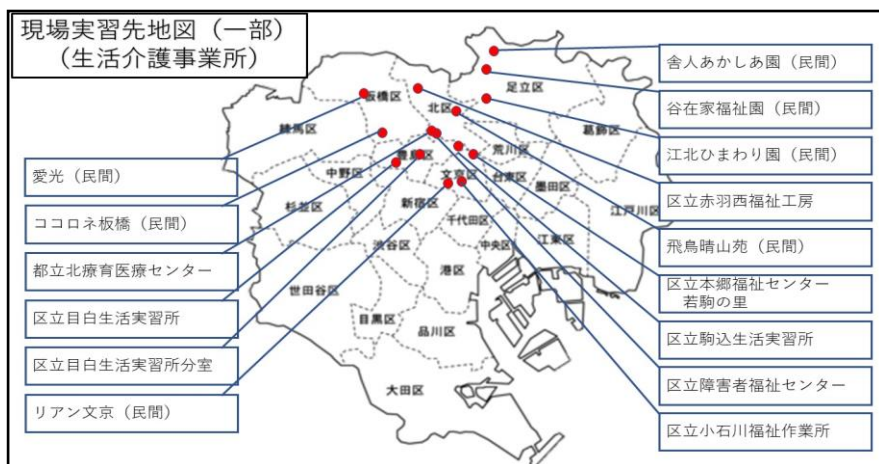
形態食 (アレルゲン除去食)

送迎エリア・時間

医療的ケアの対応有無

医 ケ ア 実 績	北 区	区 営・民 間
	文 京 区	区 営・民 間
	足 立 区	区 営・民 間
	豊 島 区	区 営
	板 橋 区	区 営・民 間

※実績は、区から出ている情報を基に相談している状況です。



- 卒業後を想定するために、具体的には高2体験実習を通して支援内容を確認し、進路先を見付けていきます。高3現場実習を迎えるまでに動いていきます。各区により実情が違いますので、地域別福祉懇談会でその時々情報を収集してください。

□ 『就労継続B型事業所』利用の一日

卒業後の生活 日中活動【就労継続B型事業】例

居宅	移動	日中活動					移動	居宅
	自主通所※	福祉サービス（B型）					自主通所※	
B型施設の時程例		9:00	10:00	12:00	13:00	15:00	16:00	
	公共交通機関 	作業準備 着替え  (コードクリップ)	昼食・休憩	受注作業  (検尿キット作成)	作業片付け 着替え	公共交通機関 		

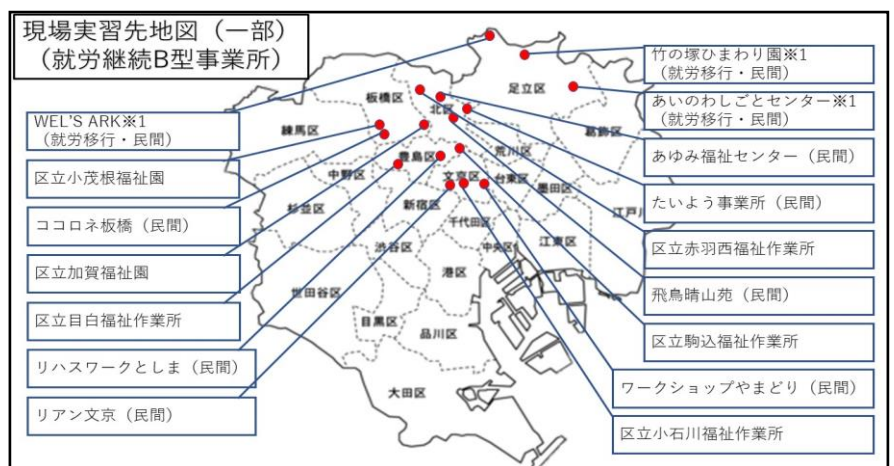
※ 各自治体の条件により、移動支援の支給手続きあり（介護者の就労・高齢により、単独での通所が難しい等）

□ 以下のことについては個別相談

- 移動面の自立（自主通所）
- 生活行為の自立（身辺自立）
- 身体手帳での受け入れ状況

- ・ 玄関 段差の有無
- ・ エレベーターの状況
- ・ 作業台高さ、自具の活用
- ・ トイレのスペース
- ・ 車いすの移動幅

※実績は、区から出ている情報を基に相談している内容です。



○ 卒業後を想定するために、具体的には高2体験実習を通して確認しますが、作業意欲や毎日通う事の準備が整っていることが重要となります。高3現場実習では、就労適正を見極めるためアセスメントが行われます。就労継続支援B型に関しては、『卒業後すぐの利用ができない』という原則のルールがあり、アセスメントが必要となります。原則ルールを運用している区では、就労移行支援事業(※1)で、1～2年のアセスメントをすることになります。各区により実情が違いますので、地域別福祉懇談会等でその時々情報を収集することをお勧めします。

☆ まとめ

事業所・区ごとに特色がありますので、小・中学部段階から事業所や施設の見学をお勧めします。また、在住区以外の情報に触れることも大切です。地域別福祉懇談会だけでなく、地域の催し物（福祉まつり）に参加することで、それぞれの事業所や施設の特徴がよく分かります。

今年は、施設等の夏祭りが再開し、久しぶりに出店したお話も聞きました。いろいろな事業所にも出会えます。

□ 福祉サービスを知る学校での機会

- 1学期 地域別福祉懇談会（進路指導部主催 区ごとの開催）
- 1～2学期 福祉相談（支援部主催 該当学年には別途お知らせがあります。）
- 年間 個別面談（学部主催 学校生活支援シートを活用して、担任に御相談ください。）

※ 基本的には、各区の福祉課や福祉事務所で常時相談を受け付けていますので、御活用下さい。